

人間社会学域 法学類

※各学類毎に、希望するテーマを第3希望まで選んでください。
ただし、希望の講座で実施できない場合があります。
申込みは希望日の2か月前までをお願いします。

No.	学類	講座名称	講座の概要	対面	オンライン
1	法学類	法と自由の関係について	現代国家の法体系は「自由」の理念とどのような関係にあるのでしょうか。著名な学者の思想を紹介しながら解説します。	○	○
2	法学類	災害と「御すくひ」の法制史	いつの時代にもどこの場所にも、一人では生活できない困窮者や弱者がいます。江戸時代には、そのような困窮者には「御すくひ(御救)」の名で生活の扶助が行われました。生活資金や食料の給付や貸与、租税の減免、更には、仮の住まいの提供、そして、職業訓練や就職口の斡旋。現代に生きるだれもがどこかで聞いたような対策ですが、さて、江戸時代の効果は？ 加賀藩の史料を中心に紹介します。	○	○
3	法学類	明律編纂の謎に迫る	明律は、中国の明王朝(1368-1644)が編纂した刑法典であり、明王朝の法体系の中核を成す法典です。明律は初代皇帝洪武帝の時代に5回編纂(改正)されたことが史料に記録されていますが、この記録を丹念にたどって行くと、一つの大きな矛盾点が存在することに気がきます。本講義では、この明律編纂をめぐる謎に迫りたいと思います。	○	○
4	法学類	アメリカ法はでたらめか	喫煙の結果肺がんになった患者がタバコ会社を訴えたり、コーヒーをこぼしたおばあちゃんがコーヒーが熱すぎたと言ってマクドナルドを訴えたり、アメリカは、本来自己責任になるものを企業に責任転嫁をするでたらめな国であり、法律の知識を持たない一般市民から構成される陪審員が、被害者有利の評決でそれを後押ししているという見方があります。この講義では、アメリカ法が本当にでたらめなのかどうかを考えます。	○	○
5	法学類	裁判員制度の功罪について考える	裁判員制度の概要を説明した後、戦後初めて国民を一般的に公務に動員しようとする同制度の功罪を最高裁やマスコミと異なる視点から考察します。	○	○
6	法学類	地方分権改革と地方自治	1990年代以降の地方分権改革の動向が地方自治の拡充に繋がるものであるか否かについて、自治体の広域化の動向や自治体の裁量権の拡大の意味合い等を通じて検討します。	○	○
7	法学類	国際社会の中の日本と国際法	日本ってどんな国？人権や環境保護、海洋資源の利用や宇宙活動など国際社会のルールを定める国際法を通じて日本の将来と法の役割について考えてみましょう。	○	○
8	法学類	犯罪成立要件論の基礎	構成要件該当性・違法性・有责性という犯罪成立の各要素及びそれらの体系的説明を通じて、全犯罪類型に共通のその成立要件論を解説します。	○	○
9	法学類	少年非行と法	犯罪を行った少年には、どのような手続きが待っているのだろうか。少年のための「少年法」について、一緒に学び考えてみたいと思います。	○	○
10	法学類	医療保険法のしくみ	社会保障制度のひとつである公的医療保険は、私たちの健康を守るために重要な役割を果たしてきました。諸外国の制度と対比して、わが国の制度の特徴を説明し、高齢社会における医療保険の課題を考えます。	○	○
11	法学類	家族と法	家族に関わる具体的な法的問題、たとえば、離婚、夫婦別姓、代理懐胎(代理母)、相続等の問題を通して、法を学ぶということの意味についてお話します。	○	○
12	法学類	不法行為法入門	皆さんは、誰かに自分の物を壊されたら弁償をしてほしいと思うでしょうし、誰かに怪我をさせられたら治療費を支払って欲しいと思うでしょう。しかし、「お金を払え」と口で言うだけでは、相手がお金を払ってくれるとは限りません。そこで、法律に基づいて、お金を払えと請求する必要があります。この講義では、法律の中でも、民法が、どのようなルールを定めているのかについて説明します。	○	○
13	法学類	消費者と法	消費者はなぜ保護される必要があるのでしょうか。なぜクーリング・オフといった消費者保護を法は採用しているのでしょうか。そういった根拠の部分から、消費者と法の関係を示したいと思います。	○	○

No.	学類	講座名称	講座の概要	対面	オンライン
14	法学類	法学を学ぶ	皆さんが、学校の現社や政経の授業あるいはテレビの法律番組やニュース、刑事ドラマなどを通じて、形成している法あるいは法学のイメージは、実はものすごく表面的なものにすぎません。この講座では、みなさんのイメージを豊富化・相対化し、大学で学ぶ「学問としての法学」に興味・関心を持って頂くために、皆さんがあまり気づいていない、「わたしたちが仲良く社会生活を送るためのルール」としての法について考えてみましょう。	○	○
15	法学類	いつも、どんな独占も悪なのか	独占禁止法って聞くと、ほとんどの人は、独占は悪であり、禁止するための法律だというイメージが思い浮かぶでしょう。しかし、果たして独占禁止法は、単にすべての独占を禁止するだけの法律でしょうか。独占禁止法が「禁止」している「独占」とは何かについて説明します。	○	○
16	法学類	本当はとっても役に立つ法学の考え方	法学は知識を暗記していくだけの学問ではありません。大学で教える学問としては神学について2番目に古い歴史を持つ法学の構造を知れば、法学が社会のどんな場面でも役に立つということがわかります。法学を概観し、その学び方、活かし方に触れてもらうことで、これまでの法学部像を変えます。	○	○
17	法学類	公共政策と行政	行政の役割、各種サービスを行政が行ってきた(行政が行う必要があった)要因について確認しながら説明を進めます。また、その確認をふまえて、行政でなくともサービスが提供されうるヒントに触れたいと考えています。	○	○
18	法学類	地方自治について考えてみよう！	地方自治は私たちの日常生活にとってもっとも身近なものです。また地方自治は民主主義の学校と言われることもあります。地方自治にはどのような役割があるのか、どのようなことが問題となっているのかについて一緒に考えてみましょう。	○	○
19	法学類	日本の行政システム	日本の行政がどのような仕組みで市民に公共サービスを提供しているのかを紹介します。特に、公共サービスの提供に関して、中央省庁のような国の行政組織と、都道府県・市町村といった地方の行政組織がどのような関係にあるのかを解説します。	○	○
20	法学類	選挙の意義と限界について考える	国や地方の選挙の具体例等を題材にして、現代の民主政治における選挙の意義と限界について考えてみたいと思います。	○	○
21	法学類	政治哲学入門	現代の英米系の政治哲学・倫理学の主要なテーマになっている、「正義」「公正」「自律」「平等」「共通善」「アーキテクチャ」などについて主要論点を紹介したうえで、「政治」について 哲学的に考える作法を紹介します。	○	○
22	法学類	労働と法	「働く」ということに関して、なぜ社会では問題が生じるのか、また、法制度はそれに対してどのように対応しているのか、さらに、その対応の在り方は正しいのか。これらの課題について、近年生じている様々な事例を基に考えます。	○	○

担当 学務部入試課学生募集係 076-264-5162